

(案)

自家用電気工作物保安管理業務委託契約書

支出負担行為担当官 中国運輸局長 金子 修久(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)とは、甲が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の保安管理業務(以下「業務」という。)を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

(契約対象電気工作物の概要)

第3条 契約対象物件の概要及び履行場所は別添仕様書のとおりとする。

(委託業務の内容)

第4条 乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的基準は保安規程のとおり)を行い、その結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。
 - (2) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業員から受けた場合、乙は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
 - (3) 電気事業法第107条第4項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中国四国産業保安監督部への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (5) 前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
 - (6) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第5条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- 2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ニ)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼できるものとする。これに関し、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行うものとする。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行

うこととする。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。

- (イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物
 - (a) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)
- (ロ) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
 - (a) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
 - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
 - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)
- (ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(点検の頻度と監視装置)

第5条 第4条第1項に定める乙が定期的に行う点検内容は保安規程によるものとし、点検頻度は次のとおりとする。

- (1) 月次点検 毎月1回以上(絶縁監視装置を設置した場合は、月次点検を隔月1回以上に変更することができる。)
 - (2) 年次点検 毎年1回(停電年次点検)
ただし、技術基準等に合致する場合は、協議の上、設備を運転中に行う点検(無停電年次点検)を3年に2回実施し、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とする。なお停電年次点検は閉庁日に行うこと。また、年次点検は当該月の月次点検を含む。
 - (3) 工事期間中の点検 毎週1回
 - (4) 臨時点検 必要の都度
- 2 上記の点検のほか、甲及びその従事者が行った、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

- 3 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置(絶縁監視装置)を有する需要設備については、乙は警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50mAとする。)以上の漏えい電流が発生している旨の警報を(以下「漏えい警報」という。)連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。)に、次に掲げる処置を行うこととする。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

(連絡責任者)

- 第6条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
 - 3 甲は、前第1項又は前第2項に変更が生じた場合は、ただちに乙に連絡するものとする。
 - 4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に必要な応じ立ち合わせるものとする。
 - 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有するものとあてるものとする。

(保安業務担当者の資格等)

- 第7条 甲は、乙の保安業務担当者が事業場において保安管理業務を行う際に面接等を行い、その者が委託契約書等に明記された本人であることを確認することとする。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。但し、緊急な場合を除くものとする。
- 2 乙の保安業務担当者は、甲の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
 - 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下、「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
 - 4 乙の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
 - 5 乙は、前第1項から前第4項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知するとともに、甲は面接等を行い、その者が委託契約書等に明記された本人であることを確認することとする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合であっても同様とする。

(契約の期間)

- 第8条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約金額等)

第9条 契約金額は次のとおりとする。

月次検査及び年次検査手数料 金 円 (うち消費税及び地方消費税 円
を含む。)

2 前項以外の手数料は甲、乙協議のうえ、別途算定する。

(契約保証金)

第10条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(代理人等に関する措置要求)

第13条 甲又は監督職員は、現場代理人その他乙の代理人(下請負人は代理人とみなす。以下同じ。)主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(サービス等)

第15条 乙は、業務を行うに当たっては甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び法律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

3 甲は、乙の従事者を不相当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。

4 乙は、業務を行うに当たっては現場責任者を定め、あらかじめ甲に通知するものとする。

(監督)

第16条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)に乙の業務を監督させ必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(事情変更)

第17条 甲は、必要がある場合は乙と協議して業務の内容を変更し又は業務を一時中止し若し

- くは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条項が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。
 - 3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(部品の交換)

- 第18条 乙は、対象物件の機能を回復させるため、破損又は使用不能となった部分を交換する必要がある場合は、甲と協議してその部分の部品を交換するものとする。
- この場合、仕様書に交換を定められた部品以外の部品の代金は別途甲及び乙等に請求することができるものとする。

(検査)

- 第19条 乙は、各月次点検終了後、当該期間に係る業務の終了を速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、乙から前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
 - 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
 - 4 乙は、第1項の規定による検査の結果不合格のものについては、検査職員の指示に従い遅滞なく手直しを行い、再検査を受け業務を完了させなければならない。
 - 5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金の請求等)

- 第20条 乙は、前条の検査に合格したときは、毎月業務終了後に、別紙に定める分担額を甲及び独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部長あてに請求するものとする。
- 2 甲及び独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部長は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に乙に支払いを行うものとする。

(遅延利息)

- 第21条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に対し支払わなければならない。
- ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(発注者の解除権)

- 第22条 甲は、乙が履行期限内に本契約を履行しない場合、一定の期間を定めて催告をし、その期間内に本契約に適合した履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約に照らして軽微であると認め

るときは、この限りでない。

2 甲は、次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、期限内に業務の履行が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 乙について、本契約の一部の履行が不能又は履行を拒絶する意思表示をした場合において、履行した一部のみでは契約の目的が達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙が債務の履行をせず、催告しても契約目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 第24条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（協議解除）

第23条 甲は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができ

る。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 24 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第 25 条 乙は、第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による事情変更若しくは第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定による解除に基づく損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙は甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第 19 条から第 21 条までの規定を準用するものとする。

- 2 第 22 条第 2 項の規定による解除の場合は、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。

- 3 乙は、この契約を履行するに当たり甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合はこの限りでない。

- 4 乙は、この契約を履行するに当たり第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合はこの限りでない。

- 5 第 2 項又は第 3 項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 26 条 乙が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8

条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（裁判管轄）

第27条 この契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

（補則）

第28条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
中国運輸局
支出負担行為担当官
中国運輸局長 金子 修久

乙

令和7年度 自家用電気工作物保安管理業務委託契約

令和7年4月1日～令和8年3月31日

契約分担額(消費税及び地方消費税含む)

(単位:円)

官署名	中国運輸局	独立行政法人 自動車技術総合機構 中国検査部	年額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計 (内消費税及び地方消費税)			